

參考資料

○ 新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議

新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議設置要綱

(目的)

第1 新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成 17 年新潟県条例第 59 号）第 10 条第 2 項及び第 3 項に基づき、県民が、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、犯罪が発生しにくい環境づくりを推進するための県の推進計画及び施策の進捗状況について、検討し、評価することを目的とする「新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議」（以下「会議」という。）を設置する。

(役割)

第2 会議は、次の事項について検討する。

- (1) 推進計画に関する必要な事項
- (2) 施策の進捗状況の評価に関する事項
- (3) その他目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3 会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる分野から県民生活・環境部長が依頼する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市町村
- (3) 防犯団体
- (4) 自治会
- (5) P T A
- (6) 報道機関
- (7) N P O、ボランティア団体
- (8) 企業・経済団体
- (9) 公募に応じた者

3 会議に座長を置く。

4 座長は、委員の互選によってこれを定める。

5 座長に事故のあるときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(任期)

第4 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5 会議は、座長が招集する。

2 会議は公開とし、これに必要な事項は別に定める。

3 会議には、必要に応じて、委員以外の関係者の出席及び、意見を求めることがで

きる。

(事務局)

第6 事務局は、県民生活・環境部県民生活課に置く。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 1 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

○ 新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会

新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会規約

(名称)

第1条 この会議は、新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会(以下「推進協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 推進協議会は、新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例(平成17年新潟県条例第59号)第9条第1項の規定に基づき、県、市町村、県民、事業者、自治会等及び関係機関との協働により、犯罪のない安全で安心な社会を実現するための総合的な取組を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 推進協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する基本的な活動方針を定め、広報、啓発、普及等の事業を実施すること。
- (2) 犯罪のない安全で安心なまちづくりに関し、情報を交換して相互に連携、協力を図ること。
- (3) 犯罪防止のための自主的な活動を推進すること。
- (4) 犯罪防止に配慮した環境整備を促進すること。
- (5) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

(構成)

第4条 推進協議会は、第2条に規定する目的に賛同し、新潟県内で、安全で安心なまちづくりの活動を展開している団体等(以下「構成団体等」という。)で構成する。

2 推進協議会の構成員は、構成団体等の代表者とする。

(入退会)

第4条の2 推進協議会に加入を希望する団体等は、別に定める加入申込書を会長に提出し、総会の承認を受けるものとする。

2 構成団体等は、別に定める退会届を会長に提出して、退会することができる。

(役員)

第5条 推進協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、新潟県知事とし、推進協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、新潟県警察本部長、(社)新潟県商工会議所連合会会頭及び新潟県小中学校PTA連合会会長とし、会長を補佐し、会長に事故あるときは、警察本部長である副会長がその職務を代行する。

(総会)

第6条 推進協議会総会(以下「総会」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 総会は次の事項を審議する。

- (1) 犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する活動方針に関すること。
- (2) 規約の改廃
- (3) その他重要な事項

3 会長は、必要があると認めるときは、総会に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第7条 推進協議会の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。

3 幹事長は、新潟県県民生活・環境部県民生活課長を、副幹事長は、新潟県警察本部生活安全部参事官(犯罪抑止総合対策担当)をもって充てる。

4 幹事は、別表に掲げる構成団体等からの推薦される幹事で組織する。

5 幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。

(分科会)

第8条 会長は、推進協議会の下に、特定の事項を検討させるため、分科会を置くことができる。

2 分科会の設置、運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 推進協議会の事務局を新潟県県民生活・環境部県民生活課及び新潟県警察本部生活安全企画課に置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、推進協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成17年10月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年10月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年10月9日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年10月8日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年2月17日から施行する。

附 則
この規約は、平成 22 年 11 月 9 日から施行する。

附 則
この規約は、平成 23 年 11 月 21 日から施行する。

附 則
この規約は、平成 24 年 11 月 26 日から施行する。

附 則
この規約は、平成 25 年 11 月 25 日から施行する。

別表

新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会幹事会

番号	区 分	団 体 名
1	県民・地域団体	新潟県青少年育成アドバイザー連絡協議会
2		新潟県小中学校PTA連合会
3		(財)新潟県女性財団
4		(社福)新潟県社会福祉協議会
5		(社)新潟県防犯協会
6		(公財)新潟県暴力追放運動推進センター
7	事業者団体等	(社)新潟県商工会議所連合会
8		新潟県金融機関防犯協議会
9		新潟県郵便局防犯連絡会
10		新潟県遊技業協同組合
11		新潟県コンビニエンスストア防犯協議会
12		新潟県自動車販売店協会
13		(社)新潟県警備業協会
14	行 政	新潟県(県民生活課)
15		新潟県警察本部(生活安全企画課)
16		新潟県教育委員会(義務教育課)
17		新潟県市長会